

(別添)

運輸省自動車交通局プレスリリース

平成12年12月27日

キャンピングトレーラー登録時の 手続きの簡素化について結論！

～検討会が検討結果を取りまとめ～

キャンピングトレーラーの登録時の手続きの簡素化について、「規制緩和推進3か年計画（再改定）」に基づき、本年度より検討を行ってきた「キャンピングトレーラーの登録時手続簡素化に関する検討会」（座長：下川 浩一 法政大学名誉教授）は、平成12年12月26日、これまでの検討結果を取りまとめ、以下の結論を得ました。

- ① トレーラーの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として次の方式でもトレーラーをけん引することができるようにすべきである。
 - ・連結装置を取り付けた乗用車等について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量（概ね2.0tを超えない範囲）を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲で、トレーラーをけん引することができるようにする。なお、その数値を超えない範囲のトレーラーをけん引する場合は、トレーラーの自動車検査証へのけん引車の車名・型式の記載は不要とする。
- ② 安全なけん引を確保するため、連結方法、連結することによる性能変化等の必要な情報を、ガイドブック等により関係団体がユーザーに広く提供すべきである。

運輸省は、以上の検討結果を踏まえ、関係団体からのデータ提供方法、けん引に係る関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件、実施時期等について具体的な検討を開始し、所要の法令上の措置を講じる予定としております。

(問い合わせ先)

運輸省自動車交通局技術安全部技術企画課 西田、平沢
電話 03-3580-3111 (内線 6537)、03-3580-5701 (直通)